

### 第3号様式

#### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：松浦建設株式会社

業者の住所：神奈川県小田原市新屋82-1

2 指名停止措置期間：令和8年1月6日から令和8年4月5日まで（3か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社の元代表取締役及び同社の元営業部長は、神奈川県小田原市の下水道工事などをめぐり、市環境部長が収賄容疑で逮捕された事件に関連し、便宜を図ってもらった見返りを渡したとして、令和7年9月24日、横浜地方検察庁から贈賄の罪で起訴されたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の2のア

#### <指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1 略 (贈賄) 2 次のア、イ又はウに掲げる者が部局の所在する都道府県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ、ウ 略	逮捕又は公訴提起を知った日から 全ブロックを対象として3か月以上9か月以内
3～14 略	